

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金

補助事業実施の手引

(令和3年度版)

<ご注意ください>

- 事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
- 交付決定よりも前に、事業に着手した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1.5か月ほどかかる見込みです。申請書は、補助事業の着手予定日の1.5か月以上前に提出してください。
- 補助事業が完了したら、完了日から2か月以内又は令和4年4月28日のいずれか早い期日までに実績報告書等を提出してください。（必着）
- 申請者は、補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）が要件です。

※工事業者の方へ

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて施工してください。

令和3年8月6日 「参考様式 経費の額を証する書類」（記載例17）に、国等の補助金を受ける場合の記載方法を追記しました。（P40）

令和3年5月27日 V2Hの設備要件に「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」で補助対象機器とされているものを追加しました。（P6 2（1）①イ）

— 目次 —

<u>I 事業の概要</u>	2
1 事業の目的	2
2 申請できる事業	2
3 申請できる者	2
4 事業実施の流れ	3
5 補助金の概要	4
6 予算額	6
<u>II 基本条件等</u>	6
1 申請できる事業	6
2 事業の要件	6
3 申請者の要件	8
<u>III 補助金の交付申請</u>	9
1 はじめに	9
2 提出が必要な書類	10
<u>IV 事業の実施</u>	13
1 事業着手	13
2 事業実施中の注意事項	13
<u>V 事業の完了報告</u>	15
1 事業の完了	15
2 提出が必要な書類	15
<u>VI 補助金の交付</u>	18
1 補助金の振込み	18
2 補助対象設備の管理	18
<u>VII 問合せ先・書類の提出先</u>	18
1 問合せ先	18
2 書類の提出先	18
資料（記載例）	19

I 事業の概要

1 事業の目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー等の導入加速化に取り組んでおり、その取組の一環として、電気自動車やプラグインハイブリッド車（以下「EV等」という。）を蓄電池として活用促進することと、太陽光発電の自家消費拡大に向け、ビークル・トゥ・ホームシステム（以下「V2H」という。）の導入促進を図るため、住宅や事業所（以下「住宅等」という。）にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入する経費の一部を補助します。

2 申請できる事業

県内の住宅等にEV等と太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入する事業（以下「補助事業」という。）

次の場合が該当します。

- (1) 県内に新築する住宅等にV2Hを設置する場合
- (2) 県内の既存の住宅等にV2Hを設置する場合
- (3) V2Hが設置された建売住宅を取得する場合

令和4年3月31日（木）までにV2H・EV等・太陽光発電システムの3点がそろふ必要があり、新たに導入するV2Hの導入費用の一部を補助します。

※EV等・太陽光発電システムは既に導入済みの場合も申請可能です。EVを新規導入する場合は10万円、PHVを新規導入する場合は5万円補助額が加算されます。

※V2H・EV等・太陽光発電システムには補助対象となるための条件があります（P6「II 基本条件等」参照）。

〈重要（昨年度からの主な変更点です。御注意ください。）〉

- ・申請者は、補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）が要件です。
- ・EV、PHVを新規導入する場合、補助額が加算されます。
- ・申請書類等の各種様式を見直しています。

3 申請できる者

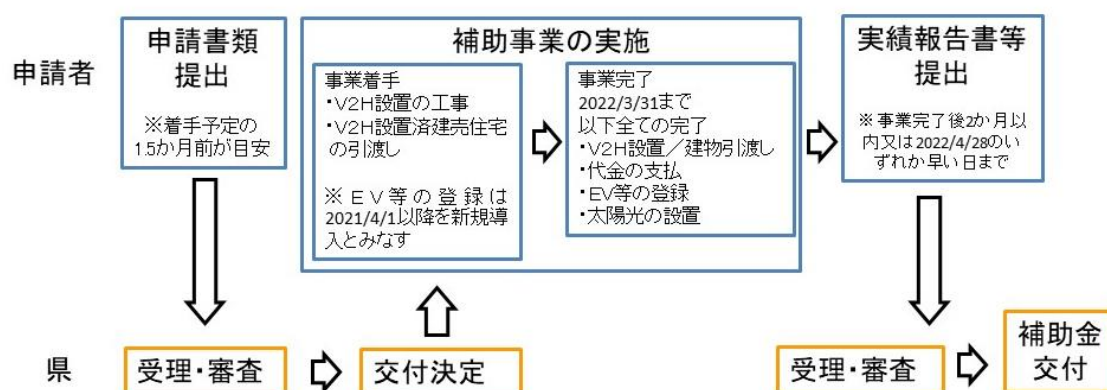
補助事業を実施し、かつV2Hを所有する個人（※1）、個人事業者（※2）、法人（※3）、管理組合（V2Hが設置された建売住宅等を建売住宅供給者等から取得する場合は、当該取得者）

※1 県内に在住する、又はこれから在住する個人

※2 県内に事務所又は事業所を有する個人

※3 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。

4 事業実施の流れ



(1) 補助金の交付申請

① 受付期間等

受付期間は、次のとおりです。審査に1.5か月ほどかかることがあります。補助事業の着手予定日の1.5か月以上前に申請書を提出してください。ただし、受付期間にかかわらず、予算の上限を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金のホームページ上でお知らせします。

受付期間：令和3年4月23日（金）～令和4年2月28日（月）

提出方法：郵送

② 申請書類の提出

申請は、本手引、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）をよく確認し、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。（P9「Ⅲ補助金の交付申請」参照）

提出のあった申請書等については審査等を行った上で補助金の交付可否について決定し、申請者に書面で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

(2) 補助事業の実施

補助事業は、交付決定の後に交付決定通知書記載の内容等に従って、事業を実施してください。（P13「Ⅳ事業の実施」参照）補助金の交付決定通知書の日付よりも前に事業に着手した場合には、補助金の交付ができません。

本事業における事業の着手とは次のいずれかです。

<事業の着手に当たる行為>

① 新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合：V2Hの設置工事※

② V2Hが設置された建売住宅を購入する場合：建売住宅等の引渡し

※V2Hを構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。

例：V2Hの設置基礎工事(アンカーボルトなど)、V2Hの据付工事・電気配線工事など

<事業の着手に当たらない行為>

- ① V2Hの契約、V2Hの代金の支払、住宅の工事
- ② EV等の新規登録、納車、代金の支払い
(令和3年4月1日以降に登録をした場合は新規導入とみなし、補助額が加算されます。ただし、中古車は新たに導入する場合でも加算されません。)
- ③ 太陽光発電システムの設置工事

(3) 事業の完了と実績報告書等の提出

事業が完了(※1)した補助事業者は、期日(※2)までに、実績報告書等を県へ提出してください。提出のあった実績報告書等に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。(P15「V事業の完了報告」参照)

※1 事業の完了日とは、次に掲げる4項目が全て完了した日です。

事業の完了は令和4年3月31日(木)まででなければなりません。

- ① 新たに導入した「V2Hの設置」又は新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の引渡し」
- ② 新たに導入した「V2Hの代金の支払い」又は新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

※2 事業が完了してから2か月以内又は令和4年4月28日(木)のいずれか早い日まで(必着)

5 補助金の概要

(1) 補助対象期間

補助金交付決定日から令和4年3月31日(木)まで

(2) 補助対象経費

V2Hの導入にかかる設備費から消費税等を控除した額

※工事費は対象になりません。

※国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、V2H設備費に係る補助額を控除します。

※申請者は、補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと(予定も含む。)

設備費：V2H機器の購入費用

※パワコンが内蔵されているV2Hの場合は、V2H本体が補助対象です。

※ニチコン製トライブリッド蓄電システムの場合は、V2Hスタンドとトライブリッドパワコンが補助対象です。

太陽光発電システム専用のパワーコンディショナーは補助対象外です。

＜補助対象経費の考え方＞

例1 V2H（パワーコンディショナーが内蔵されているもの）

V2H機器 798,000円

補助対象経費 798,000円

例2 V2H（ニチコン製トライブリッド蓄電システム）

V2Hスタンド 1,000,000円

パワーコンディショナー 1,100,000円

補助対象経費 2,100,000円

例3 V2Hと蓄電池を同時に導入する場合（ニチコン製トライブリッド蓄電システム）

V2Hスタンド 1,000,000円

パワーコンディショナー 1,100,000円

定置型蓄電池 2,000,000円（対象外）

補助対象経費 2,100,000円

（3）EV等の新規導入

V2HとともにEV等を新たに導入する場合は補助額が加算されます。

（EV：10万円、PHV：5万円）

※初度登録前のEV等について令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規登録が完了していること。

（中古車は新たに導入する場合でも導入済み車両と同様に扱うため、加算はありません。）

（4）補助額

補助対象経費の3分の1

補助率	補助上限額	EV・PHVを新たに導入する場合の加算額
1/3	個人、個人事業者 20万円	EV 10万円
	法人 50万円	PHV 5万円

（太陽光発電システムは新規か既設かで補助額に影響はありません。）

※交付決定後に、補助額が減額となる仕様の変更がある場合は、変更申請が必要となります。交付決定後に、補助金額を増額する変更申請はできません。

＜補助額（加算額）の考え方＞

例1 V2H機器（798,000円）のみ新たに導入する場合

$$(798,000円 \times 1/3) = 266,000円 > 200,000円 \text{ (補助上限額)}$$

⇒200,000円

例2 V2H機器（798,000円）とEVを新たに導入する場合

$$(798,000円 \times 1/3) \ast + 100,000円 = 200,000円 + 100,000円$$

⇒300,000円

※（）内の計算は例1と同様

例3 V2H機器（798,000円）のみ新たに導入し、国の補助金（399,000円）を併用した場合
(798,000円－399,000円) × 1 / 3
⇒133,000円

6 予算額

3,100万円

II 基本条件等

1 申請できる事業

補助事業を実施する次の場合が該当します。

- (1) 県内に新築する住宅等にV2Hを設置する場合
- (2) 県内の既存の住宅等にV2Hを設置する場合
- (3) V2Hが設置された建売住宅を取得する場合

補助対象期間中にV2H・EV等・太陽光発電システムの3点がそろふ必要があります。

2 事業の要件

次の要件全てに適合する必要があります。

(1) V2H・EV等・太陽光発電システムの設備要件

それぞれ次の要件を満たしていることが必要です。

<設備の要件>

① V2H

ア 未使用品であること。

イ 令和2年度以降に実施する経済産業省の補助事業「災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」並びに環境省の補助事業「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの、又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているものであること。

② EV等

ア 初度登録前の車両であること。（新たに導入する場合）

イ 車検証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。

ウ V2Hを介した住宅等への給電機能及び住宅等からの充電機能を備えていること。

エ 車検証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。

※中古のEV・PHVを導入する場合は、令和3年度中に導入する場合でも「導入済み」の扱いになります。

③ 太陽光発電システム

ア 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすもの（一般社団法人太陽光発電協会のJ-PA-C太陽光パネル型式登録リストに掲載されているもの又は補助事業完了日までにリストへの登録が完了するもの等）

イ 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するもの。

(2) 太陽光発電システムで発電された電力の利用

補助事業を実施する住宅等において、太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を、補助事業で導入するV2Hを利用しEV等に充電できることが必要です。

(3) EV等に充電した電力の利用

EV等に充電した電力を当該住宅等で消費できることが必要です。

<(2)(3)の確認>

配線図等で以下の内容を確認します。

- ① 太陽光発電システムからV2Hを通してEV等に充電する配線
- ② EV等から住宅等へ給電する配線（分電盤への配線等）

(4) 住宅等を所有していること（もしくは所有者の同意を得ていること）

申請者が住宅等の所有者であることが必要です。賃借、その他申請者が所有していない住宅等において補助事業を実施する場合は、その住宅等の所有者の同意を得ることが必要です。（P9「Ⅲ 補助金の交付申請」参照）

(5) 太陽光発電システムの出力要件

太陽光発電システムの出力（kW）は「1.0kW以上」が必要です。

※太陽光発電システムの出力とは、モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方です。

3 申請者の要件

(1) 申請できる者（再掲）

補助事業を実施し、かつV2Hを所有する個人（※1）、個人事業者（※2）、法人（※3）、管理組合（V2Hが設置された建売住宅等を建売住宅供給者等から取得する場合は、当該取得者）

※1 県内に在住する、又はこれから在住する個人

※2 県内に事務所又は事業所を有する個人

※3 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。

(2) 補助金の受給

補助事業を実施する住宅等に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとします。

例：共有者がいる住宅等に設備を導入する場合、共有名義で住宅等を新築する場合

(3) リース契約又は割賦により設置する場合

V2Hをリース※又は割賦により設置する場合は、リース事業者又は割賦事業者とリース又は割賦を受けるV2Hの利用者が共同申請を行ってください。

この場合に、リース事業者又は割賦事業者は、リース又は割賦を受けるV2Hの利用者から領収するリース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額することが必要です。

※本事業においてリースとは、契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。ただし、V2Hをリース又は割賦により設置する場合、リース等の契約期間が5年以上あるものに限りません。

Ⅲ 補助金の交付申請

1 はじめに

(1) 受付期間等（再掲）

受付期間は、次のとおりです。審査に1.5か月ほどかかることがあります。補助事業の着手予定日の1.5か月以上前に申請書を提出してください。

ただし、受付期間に関わらず、予算を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金のホームページ上でお知らせします。

受付期間：令和3年4月23日（金）～令和4年2月28日（月）

提出方法：郵送

(2) 補助金交付申請から交付決定まで（一部再掲）

交付要綱及び実施要領の規定に従い、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

※交付申請は、補助事業の着手予定日の1.5か月前には県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

提出のあった申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者及びV2Hの共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認し、補助金交付要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

(3) 利益排除

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

2 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

提出書類には、インデックスを付けるよう御協力ください。

※提出先、部数は [P 18 「Ⅶ 問合せ先・書類の提出先」](#) 参照

(1) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付申請書（別表3第1号様式）

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。（資料P20 [記載例1](#)参照）

(2) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金事業計画書

（別表3第1号様式別紙1）

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。（資料P22 [記載例2](#)参照）

(3) 契約書類

⇒原則として補助事業に係る契約書（写し）を添付してください。（印紙が貼られているものの写しに限ります。）

ただし、住宅等の新築や建売住宅の契約とV2Hに係る契約が別々の場合は、両方を提出してください。

※注文書と注文請書、購入申込書などでも可とします。

契約が未締結の場合は見積書（写し）を添付してください。

V2Hに係る経費を確認できるものであれば(4)は不要です。

(4) 契約書類の内訳書

⇒契約書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合はV2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれに当たります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項を記載してください。（資料P40 [記載例17](#)参照）

(5) 仕様書等

⇒補助要件を満たすことを確認できる書類を添付してください。

V2H	V2Hの型式（パッケージ型番）を確認できるカタログ、仕様書など	
EV等	新規導入の場合	注文書の写し
	導入済みの場合	車検証の写し（車検証の使用の本拠は、V2Hの設置場所と一致している必要があります。）
太陽光発電システム	新規導入の場合	太陽光発電システムとパワーコンディショナーの契約書の写し等※1 J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト (https://www.fit-portal.go.jp/ 再生可能エネルギー電子申請→右側枠内の「太陽光パネル形式リスト（PDF）」)

	導入済みの場合	発電事業計画認定通知書等の写し パワーコンディショナーの型式が確認できる写真等※1、※2
単線結線図	太陽光、V2H、EV等、分電盤の接続関係が確認できる配線図	

※1 導入する太陽光発電システム（パワコン含む。）のメーカー名や型式が分かるもの

※2 J P-A C太陽光パネル型式登録リストに掲載のないものは、固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであることが確認できる書類を併せて提出してください。（例：購入電力量のお知らせ）

(6) 補助事業者情報の確認書類

⇒補助事業者の区分に応じ、原則として次の書類を添付してください。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 個人の場合：全ての補助事業者の住民票※（申請者、委任者（建物の共有者））
（注意）個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</p> <p>② 個人事業者の場合：住民票※
：事務所又は事業所の所在を証する書類（例：所得税青色申告決算書 等）</p> <p>③ 法人の場合：現在事項証明書※又は履歴事項証明書※
（申請者、委任者（建物所有者））
（注意）申請者が法人であっても、リースの利用者が個人の場合は、利用者の住民票も提出してください。（(11)参照）</p> <p>④ 管理組合の場合：規約（写し）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※発行日から3か月以内のもの。写しは不可。

(7) 管理組合の決定によることを明らかにする書類

※個人、個人事業者及び法人は不要

⇒補助事業者が管理組合の場合は、V2H等の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類を添付してください。様式は任意のもので構いません。

(8) 役員等氏名一覧表（別表3第1号様式別紙2）

※個人及び個人事業者は不要

⇒補助事業者が法人又は管理組合の場合は、所定の様式に記載して添付してください。

リースの利用者、委任者が法人又は管理組合の場合もそれぞれ提出が必要です。

※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。

（資料P25 記載例3参照）

(9) 建物の所在地及び所有権を明らかにする書類

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できるものとして次の書類を添付してください。

既存の住宅等に設置する場合：建物の登記事項証明書

（新築住宅等の建築又は建売住宅等の取得を行う場合は不要。）

※登記事項証明書は必ず原本を提出してください（建物の現在事項証明書で可。土地については不要）。

(10) 所有者の同意書（別表3第1号様式別紙3）

⇒補助事業者が、賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書を添付してください。（資料P26 [記載例4](#)参照）

※添付が必要かどうかは[P12<同意書や委任状等が必要な場合一覧>](#)参照

(11) リース関係書類（別表3第1号様式別紙4など）

⇒リース等によって補助事業を実施する場合は、原則として次の書類を添付してください。

- | |
|------------------------------------------------------------------|
| ① 共同申請同意書（資料P27 記載例5 参照） |
| ② 設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（見積書（写し）等） |
| ③ リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類 |
| ④ リース又は割賦で設置する設備の使用者の情報を確認できる書類 |
| ア 個人の場合：使用者の住民票※
（注意）個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。 |
| イ 法人の場合：現在事項証明書※又は履歴事項証明書※
役員等指名一覧表（第1号様式別紙2） |
| ウ 管理組合の場合：規約（写し） |

※発行日から3か月以内のもの。写しは不可。

(12) 委任状（別表3第1号様式別紙5）

⇒補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る次の書類を添付してください。

- | |
|-----------------------------------|
| ・委任状（P28 記載例6 参照） |
| ・委任者全ての住民票※ ₁ |

※1 発行日から3か月以内のもの。写しは不可。

※2 添付が必要かどうかは次の[<同意書や委任状等が必要な場合一覧>](#)参照

[<同意書や委任状等が必要な場合一覧>](#)

住宅等の所有者が申請者のみではないなど、(10)(12)の提出が必要となる場合は次のとおりです。（Aが申請者）

住宅等の所有者	V2Hの所有者(契約者)	該当ケース	必要書類
ⒶとB	Ⓐ	(12)	・委任状（BからA）
ⒶとB	ⒶとB	(12)	・委任状（BからA）
B	Ⓐ	(10)	・同意書（BからA）

(13) その他知事が必要と認める書類

⇒申請の際はチェックリストを用い、不備がないよう確認の上御提出ください。
必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

IV 事業の実施

1 事業着手

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

<事業の着手に当たる行為> (再掲)

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合：V2Hの設置工事※② V2Hが設置された建売住宅を購入する場合：建売住宅等の引渡し ※V2Hを構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。
例：V2Hの設置基礎工事(アンカーボルトなど)、V2Hの据付工事・電気配線工事など |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<事業の着手に当たらない行為> (再掲)

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① V2Hの契約、V2Hの代金の支払、住宅の工事② EV等の新規登録、納車、代金の支払い
(令和3年4月1日以降に登録をした場合は新規導入とみなし、補助額が加算されます。ただし、中古車は新たに導入する場合でも補助額が加算されません。)③ 太陽光発電システムの設置工事 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 事業実施中の注意事項

(1) 実施に当たっての注意

交付決定通知書を受けた補助事業者は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は以下のとおりです。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。
また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。② 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。③ 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。④ 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。<ul style="list-style-type: none">ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときイ 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき⑤ その他、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 変更、中止・廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに(4)(5)の手続きを取ってください。

(4) 計画変更時 (別表3第4号様式)

補助事業の内容の変更をしようとする場合は、要件を満たさなくなる可能性があるため、事前に県へ相談してください。実績報告において、補助要件を満たしていない場合は、補助金の交付はできません。

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ① 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更承認申請書
(資料P29 記載例7参照)
- ② 変更承認共同申請同意書 (資料P30 記載例8参照) ※リース又は割賦の場合
- ③ 変更箇所に係る確認書類※及び事業計画書
※金額の変更：契約書又は見積書／機種の変更：仕様書等

(5) 中止・廃止時 (別表3第7号様式)

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ① 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認申請書
(資料P31 記載例9参照)
- ② 中止・廃止承認共同申請同意書 (資料P32 記載例10参照) ※リース又は割賦の場合

V 事業の完了報告

1 事業の完了

(1) 事業の完了とは (再掲)

事業の完了日は、次に掲げる4項目が全て完了した日です。

事業の完了は令和4年3月31日(木)まででなければなりません。

- ① 新たに導入した「V2Hの設置」又は新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の引渡し」
- ② 新たに導入した「V2Hの代金の支払い」又は新たに導入した「V2Hが設置された住宅等の代金の支払い」
- ③ EV等を新たに導入した場合は「EV等の登録」
- ④ 太陽光発電システムを新たに導入した場合は「太陽光発電システムの設置」

(2) 書類提出の注意点

事業が完了してから2か月以内又は令和4年4月28日(木)のいずれか早い日までに実績報告書等(「2 提出が必要な書類」参照)を県へ提出してください。(必着)
提出方法は原則、郵送とします。

令和4年3月31日(木)までに実績報告書等を提出できない場合は、**実施状況報告書**(資料P33 記載例11参照)を提出してください。(必着)

<事業完了時期・必要書類・提出期限> ※日付はいずれも令和4年

完了日	必要書類	提出期限
① 1月31日まで	実績報告書等	完了日から2か月以内
② 2月1日から2月28日の間	実施状況報告書	3月31日(木)※
	実績報告書等	完了から2か月以内
③ 3月1日から3月31日の間	実施状況報告書	3月31日(木)※
	実績報告書等	4月28日(木)

提出された実績報告書等に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

※提出先、部数は P18「VII 問合せ先・書類の提出先」参照

2 提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

提出書類には、インデックスを付けるよう御協力ください。

(1) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実績報告書(別表3第11号様式)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P34 記載例12参照)

なお、住所の欄は「報告時に住民登録のある住所」を記載してください。転居後の住所から実績報告を行う場合は、転居後の住民票も添付してください。

(2) 事業結果報告書(別表3第11号様式別紙1)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P35 記載例13参照)

(3) 振込口座情報確認書類

⇒以下の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。(補助事業者名義の口座に限る。)

(ネットバンク等の場合は、次の事項を確認できる画面等の写しで可)

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 補助金振込先の口座名義人 (フリガナ)② 金融機関名及び店名③ 預金の種類④ 口座番号 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 契約書類

⇒申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書 (写し) 及びV2Hのリース又は割賦に係る契約書 (写し) を提出できなかった場合は、添付してください。

注文書と注文請書などでも可とします。

※V2Hに係る経費を確認できるものであれば(5)は不要です。

(5) 契約書類の内訳書

⇒契約書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合は、V2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※契約書の内訳書、明細書などがこれに当たります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項を記載してください。(資料P40 記載例17参照)

(6) 支出を証する書類

⇒領収書 (領収証) や支払確認書類など、補助事業に係る支出を証する書類の写しを提出してください。

※V2Hに係る経費を確認できるものであれば(7)は不要です。

(7) 支出を証する書類の内訳書

⇒支出を証する書類にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合は、V2Hに係る経費の額を証する書類を添付してください。

※領収書 (領収証) の内訳書、明細書などがこれに当たります。適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項を記載してください。(資料P40 記載例17参照)

(8) V2H設置完了証明書 (別表3第11号様式別紙2)

⇒所定の様式に必要な事項を記載してください。(資料P37 記載例14参照)

※施行について証明できる責任者の記載・印が必要です。

(9) 出荷証明書・保証書・検査成績書

⇒V2Hの出荷証明書、保証書又は検査成績書の写しを添付してください。

※V2Hの型式 (パッケージ型番)、製造番号を確認します。

(10) 完成写真

⇒事業計画どおりに設備が設置されていることを確認できるものとして、次の完成写真を添付してください。

＜完成写真として求める写真＞

- | |
|------------------------------------------------|
| ① EV活用自家消費システム全体の写真
(V2H、EV等※、太陽光発電システムの写真) |
| ② V2Hの型式(パッケージ型番)、製造番号が確認できる写真 |

※ナンバープレートが確認できるもの

(11) 建物の所在地及び所有権を明らかにする書類

⇒設置した住宅等の所在地、所有権を確認できるものとして次の書類を添付してください。

- | |
|----------------------------------------|
| ① 新築住宅等の引渡しを受けた場合：建物の登記事項証明書又は検査済証(写し) |
| ② 既存の住宅等に設置する場合：申請時に提出している場合は不要 |
| ③ 建売住宅等を取得した場合：建物の登記事項証明書 |

※登記事項証明書は必ず原本を提出してください。(建物の現在事項証明書で可。土地については不要。発行日から3か月以内のもの。)

(12) 引渡し証明

⇒V2Hが設置された建売住宅又は新築住宅を購入する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類を添付してください。様式は問いません。

(13) EV等や太陽光発電システムを新規で導入した場合、それらの導入を証明する書類

EV等	車検証の写し(車検証の使用の本拠は、V2Hの設置場所と一致している必要があります。)
太陽光発電システム	保証書の写し

※EV等の登録日、太陽光発電システムの設置完了日を確認します。

(14) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金仕様変更報告書

(別表3第11号様式別紙3)

⇒補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、仕様変更報告書と変更に係る書類を提出してください。(資料P38 [記載例15](#)参照)

(15) その他知事が必要と認める書類

⇒申請の際はチェックリストを用い、不備がないよう確認の上御提出ください。必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

例①：住所が変更となった場合

⇒転居先の住民票を添付してください。

例②：建物の所有者、設備の所有者が申請時から変更となった場合

※申請者の変更は原則不可

⇒状況に応じて委任状と補助事業者情報の確認書類(住民票など)を添付してください。(P12<[同意書や委任状等が必要な場合一覧](#)>参照)

VI 補助金の交付

1 補助金の振込み

実績報告書等の審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。
交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。
交付決定時から金額に変更がない場合は特段の通知は行いません。

2 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた補助事業者は、次の点に留意してください。

- ① 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、事前に別表3第13号様式により処分の承認申請をし、その承認を受けなければなりません。（資料P39記載例16参照）また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
V2H	5年

- ② 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- ③ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
- (1) 個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき
 - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

VII 問合せ先・書類の提出先

1 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階
電話 045-210-4133（直通）

「神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金」ホームページ
URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/v2h.html>

2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。
(県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588
横浜市中区日本大通1
神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課
分散型エネルギーグループ
EV活用自家消費システム導入費補助金担当者

資料（記載例）

— 目次 —

【申請時に必要な書類（要綱第6条関係）】

記載例 1	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付申請書 (別表3 第1号様式)	20
記載例 2	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金事業計画書 (別表3 第1号様式別紙1)	22
記載例 3	役員等氏名一覧表 (別表3 第1号様式別紙2)	25
記載例 4	同意書 (別表3 第1号様式別紙3)	26
記載例 5	共同申請同意書 (別表3 第1号様式別紙4)	27
記載例 6	補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状 (別表3 第1号様式別紙5)	28

【計画変更時に必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 7	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更承認申請書 (別表3 第4号様式)	29
記載例 8	変更承認共同申請同意書 (別表3 第4号様式別紙)	30

【中止・廃止時に提出が必要な書類（要綱第11条関係）】

記載例 9	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認 申請書 (別表3 第7号様式)	31
記載例 10	中止・廃止承認共同申請同意書 (別表3 第7号様式別紙)	32

【実績報告時に提出が必要な書類（要綱第12条、第15条関係）】

記載例 11	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施状況報告書 (別表3 第10号様式)	33
記載例 12	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実績報告書 (別表3 第11号様式)	34
記載例 13	事業結果報告書 (別表3 第11号様式別紙1)	35
記載例 14	設置完了証明書 (別表3 第11号様式別紙2)	37
記載例 15	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金仕様変更報告書 (別表3 第11号様式別紙3)	38
記載例 16	神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金財産処分等承認申 請書 (別表3 第13号様式)	39

【参考様式】

記載例 17	参考様式 経費の額を証する書類	40
--------	-----------------	----

記載例 1

別表3 第1号様式 (第6条関係)

書類の作成日を記入

神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒231-8588

住所 横浜市中区〇〇1-2-3
(法人等の場合は所在地)

フリガナ かがり けん
 氏名 神奈川 健
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

生年月日 T・S・H 55年5月5日生
 性別 男 ・ 女

個人：実印又は認印
 法人：代表者印

印

フリガナも必ず記載

神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査が実施される場合は協力します。

1 補助事業の目的及び内容

新たにV2Hを導入し、住宅等において太陽光で発電した電力をE V等の蓄電池に貯め、効果的に利用する。

2 補助金交付申請額

200,000 円（千円未満切捨て）

事業計画書の補助金交付申請額を記入

導入の状況をそれぞれチェック

3 E V活用自家消費システム導入状況（該当する□に「✓」を記載）

V2H	E V又はPHV	太陽光発電システム
<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 中古車を導入（導入済み扱い）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 導入済み

4 申請者の連絡先

TEL : 045-210-4133

電子メールアドレス：

部署名・役職名※	担当者名※
----------	-------

※申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

5 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

※新規に導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。（V2H）

契約や工事の内容等について問い合わせをします。確実に対応できる担当者の連絡先を記入してください。既に導入済みの設備は記入しなくてよいです

事業者名：〇〇ハウス株式会社△△支店			
TEL：0123-45-6789		電子メールアドレス：	
部署名・役職名	設計	担当者名	電気 太郎
(EV又はPHV)			
事業者名：〇〇自動車△△支店			
TEL：2345-67-8901		電子メールアドレス：	
部署名・役職名	営業	担当者名	井伊 武威
(太陽光発電システム)			
事業者名：××ハウス株式会社▽▽支店			
TEL：4567-89-0123		電子メールアドレス：	
部署名・役職名	設計	担当者名	太陽 花子

6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定を含む。）。

別表 3 第 1 号様式別紙 1

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		神奈川 健		リース等の場合は 申請者欄に事業者を、 使用者欄に使用者名を それぞれ記載
補助事業で設置する設備の使用者氏名 (申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載)				
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	藤沢市〇〇町 1-987 (地番)		・既存住宅等の場合はお住いの住所 ・新築等の場合は契約書の住所
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所		
	取得の別	有	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他	
		無	<input type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)	
事業着手日予定※1		令和3年9月11日		
EV又はPHVの登録予定日※2 (既に導入済みの場合は省略可)		令和3年9月20日		
事業完了予定日※3		令和3年9月30日		

※1 EV活用自家消費システムについて、建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合はV2Hの設置工事の着工日を記載してください。

※2 補助事業を実施する年度の4月1日より前の登録は導入済みとなります。

※3 次の事項のうち、最も遅いもの予定日を記載してください

○新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合

- (1) 新たに導入したV2Hの設置
- (2) 新たに導入したV2Hの代金の支払い
- (3) EV等を新たに導入した場合はEV等の登録
- (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置

○V2Hが設置された建売住宅を購入する場合

- (1) 新たに導入したV2Hが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入したV2Hが設置された住宅等の代金の支払い
- (3) EV等を新たに導入した場合はEV等の登録
- (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置

2 設備の概要

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施要領を「実施要領」と記しています。

V2H	メーカー名	○○○
	型式	AA-△△△
EV又はPHV	メーカー名	◎◎◎
	車種・型式	BB-▽▽▽
太陽光発電システム	メーカー名	▲▲▲
	太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20 枚 = 5,000 W (型式番号: DEF-150) 150 W × 8 枚 = 1,200 W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) 6.2kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)
	パワーコンディショナーのメーカー名	▼▼▼
	パワーコンディショナーの公称最大出力及び接続する太陽電池モジュールの出力※	(一台目) (型式番号: GHI-50) 5.0kW (5.0kW) (二台目) (型式番号: JKL-40) 4.0kW (1.2kW) (三台目) (型式番号:) kW (kW) (小数点第3位以下切り捨て)
導入する設備の要件	上記の設備は全て実施要領に定める設備にかかる要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

設計図面、仕様書等を参照して実際の配分を記載してください。

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

V2Hの導入に係る経費(補助対象経費) (A)		780,000 円
V2Hの設備費(消費税及び地方消費税相当額を除く)	システム一式の金額が分かれば省略可	円
(うち本体部分にかかる経費)		円
(うちパワーコンディショナーにかかる経費)		円
国等の補助金を受ける場合、その金額(V2H設備費該当額) (B)		円
補助対象経費(C=A-B)		円
補助対象経費に3分の1を乗じた額(D=C/3)		260,000 円
補助上限額(E)		200,000 円
予定額(D)又は(E)のうち、いずれか低い額(F)		200,000 円
EV等を新たに導入した場合、加算額(G) ※中古車は除く	EV新規導入の場合：10万円 PHV新規導入の場合：5万円	円
補助金交付申請額(F+G)		200,000 円

(千円未満を切り捨て)

記載例 3

別表 3 第 1 号様式別紙 2

書類の作成日を記入

役員等氏名一覧表

令和 3 年 8 月 4 日 現在

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者 代表取締役	中井 平	カイ タイ	T S H 44. 4. 4	男	伊勢原市〇〇2-3
取締役	鎌倉 逗子	カマクラ トコ	T S H 56. 5. 6	女	横須賀市〇〇8-7
取締役	三浦 大和	ミウラ ヤマト	T S H 55. 5. 5	男	海老名市〇〇4-5
取締役	葉山 綾	ハヤマ アヤ	T S H 43. 4. 3	男	相模原市〇〇4-5
監査役	松田 開成	マツダ カイセイ	T S H 33. 3. 3	男	南足柄市〇〇6-7
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

神奈川県警本部に照会する際に必要な項目なので、全ての項目に記載してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称) ○△□株式会社

(代表者の職・氏名)

代表取締役 中井 平

印

記載例 4

別表 3 第 1 号様式別紙 3

同意書

書類の作成日を記入

令和 3 年 8 月 4 日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3

氏 名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

神奈川 厚



同意者の実印
又は認印

所有している次の住宅等において、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者がV2H等を設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	神奈川 健
新たにV2Hを設置する住宅等の所在地	藤沢市〇〇町 1 - 2 - 3

設置先の所在地を記入

共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和 3 年 8 月 4 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">○△□株式会社 代表取締役 中井 平</div> <div style="margin-left: 20px;">代表者印</div> <div style="margin-left: 100px; border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>
リース又は割賦で設置する設備の使用者	住 所 横浜市中区○○1-2-3 （法人等の場合は所在地） フリガナ かがり けん 氏 名 神奈川 健 （法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名） ※個人にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 T・S・H 55年 5月 5日生 性別 男 ・ 女 <div style="margin-left: 100px;">実印又は認印</div> <div style="margin-left: 100px; border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

（同意事項）

- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- ・交付決定の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。
- ・補助金はリース事業者又は割賦事業者に交付されますが、リース事業者又は割賦事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分を減額することを要します。
- ・リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者又は割賦事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- ・補助金交付後、補助事業で設置する設備の使用等に関するアンケート調査を実施する場合、リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者は、共に調査に協力する必要があります。

記載例 6

別表 3 第 1 号様式別紙 5

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

書類の作成日を記入

令和3年8月4日

委任者	住所 (法人等の場合は所在地)	横浜市中区〇〇1-2-3	委任者の実印 又は認印 印
	フリガナ	カガリ アイ	
	氏名 法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名	神奈川 愛 フリガナも 必ず記載	
	生年月日 (個人にあっては記載)	T・S・H 58年5月8日生	
	性別 (個人にあっては記載)	男・女	

私は、次の者を代表者と定め、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

申請者の情報を記載

受任者	住所 (法人等の場合は所在地)	横浜市中区〇〇1-2-3
	氏名 法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名	神奈川 健

記載例 7

別表 3 第 4 号様式 (第 11 条関係)

神奈川県 E V 活用自家消費システム導入費補助金変更承認申請書

書類の作成日を記入

令和 3 年 9 月 2 0 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 2 3 1 - 8 5 8 8
住 所 横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3
〔法人等の場合は所在地〕
氏 名 神奈川 健 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県 E V 活用自家消費システム導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 200,000円 変更後 130,000円 (千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	V 2 H の型式 A A - △ △ △	V 2 H の型式 C C - ◎ ◎ ◎

3 変更の理由

.....に伴って、導入する V 2 H の型式が変更になったため

別表 3 第 4 号様式別紙



変更承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和 3 年 1 0 月 1 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ○△□株式会社 代表取締役 中井 平 </div>	代表者印 
補助事業で設置 する設備使用者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 神奈川 健 </div>	

(同意事項)

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の変更承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・変更承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

別表 3 第 7 号様式 (第 11 条関係)

神奈川県 E V 活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認申請書

書類の作成日を記入

令和 3 年 1 0 月 1 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

2 3 1 - 8 5 8 8

住所

横浜市中区〇〇 1 - 2 - 3

〔法人等の場合は所在地〕

氏名

神奈川 健

印

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日 付 第 号

で補助金の交付決定を受けた神奈川県 E V 活用自家消費システム導入費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので承認を申請します。

1 中止・廃止の内容

V 2 H の設置工事

2 中止・廃止の理由

設置工事を年度内に終わることができないため

別表3 第7号様式別紙



中止・廃止承認共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和3年10月1日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
リース事業者 又は割賦事業者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ○△□株式会社 代表取締役 中井 平 </div>	代表者印 
補助事業で設置 する設備使用者	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 神奈川 健 </div>	

(同意事項)

- ・リース事業者又は割賦事業者が補助金の中止・廃止承認申請をする場合は、リース又は割賦を受けている補助事業で設置する設備の使用者と共同申請する必要があります。リース事業者又は割賦事業者が主となり補助事業で設置する設備の使用者と共に共同申請してください。
- ・中止・廃止承認の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施状況報告書

令和4年3月29日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

氏 名

神奈川 健

〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕交付決定通知書の
日付を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金に係る補助事業の令和4年3月29日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

補助事業の着手日、設備の設置工事の完了日、及び設備や住宅等の引渡し日を明確に記入

1 補助事業の執行状況

令和4年3月1日にV2H設備の設置工事に着手し、令和4年3月16日に太陽光発電システム及びV2H設備の設置工事を完了し、令和4年3月28日に引渡しを受けた。また、EVは令和4年2月1日に車両の登録をした。

補助事業に係る支払を完了した日を明確に記入

2 補助対象経費の執行状況

令和4年3月20日に支払を完了している。

別表3 第11号様式 (第15条関係)

神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金実績報告書

書類の作成日を記入

令和3年11月10日

神奈川県知事 殿

実績報告時点で住民票のある住所を記載
※住所変更がある場合は住民票を添付

申請者 郵便番号 〒 251-1234

住所 藤沢市〇〇町1-2-3
(法人等の場合は所在地)

氏名 神奈川 健 (印)
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ) かがり けん 神奈川 健
金融機関名	〇〇銀行 支店名も必ず記載すること
店名	△△支店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

別表3 第11号様式別紙1

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		神奈川 健	
補助事業で設置する設備の使用者氏名 (申請者がリース事業者又は割賦事業者の場合に記載)			
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	藤沢市〇〇町1-2-3	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	
	取得の別	有	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)
無			
事業着手日※1	建売の場合 ⇒引渡し証明の日付 新築・設置工事の場合 ⇒設置完了証明書の着工日	令和3年 9月25日	※2の(1)から(4)のうち該当するものの日付と番号を記載
事業完了日※2		令和3年 10月25日	(1)
設置したV2Hの所有権は全て申請者に移転済みである	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

※1 V2Hが設置された建売住宅等の引渡しを受け取得する場合は当該住宅等の引渡し日、その他の場合はV2Hの設置工事の着工日を記載してください。

※2 次の事項のうち、最も遅い日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

○新築住宅又は既存住宅にV2Hを設置する場合

- (1) 新たに導入したV2Hの設置 設置完了証明書の完了日
- (2) 新たに導入したV2Hの代金の支払い 領収書などの支払日
- (3) EV等を新たに導入した場合はEV等の登録 車検証の日付
- (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置 保証証の日付など

○V2Hが設置された建売住宅を購入する場合

- (1) 新たに導入したV2Hが設置された住宅等の引渡し 引渡証明書類の日付
- (2) 新たに導入したV2Hが設置された住宅等の代金の支払い
- (3) EV等を新たに導入した場合はEV等の登録
- (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置

2 設備の概要

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施要領を「実施要領」と記しています。

V2H	メーカー名	○○○
	型式	AA-△△△
EV又はPHV	メーカー名	◎◎◎
	車種・型式	BB-▽▽▽
太陽光発電システム	メーカー名	▲▲▲
	太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20 枚 = 5,000 W (型式番号: DEF-150) 150 W × 8 枚 = 1,200 W (型式番号:) W × 枚 = W 太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) 6.2kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)
	パワーコンディショナーのメーカー名	▼▼▼
	パワーコンディショナーの公称最大出力及び接続する太陽電池モジュールの出力※	(一台目)(型式番号: GHI-50) 5.0kW (5.0kW) (二台目)(型式番号: JKL-40) 4.0kW (1.2kW) (三台目)(型式番号:) kW (kW) (小数点第3位以下切り捨て)
導入する設備の要件	上記の設備は全て実施要領に定める設備にかかる要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

設計図面、仕様書等を参照して実際の配分を記載してください。

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位: 円)

V2Hの導入に係る経費(補助対象経費) (A)		780,000 円
V2Hの設備費(消費税及び地方消費税相当額を除く)	システム一式の金額が分かれば省略可	円
(うち本体部分にかかる経費)		円
(うちパワーコンディショナーにかかる経費)		円
国等の補助金を受ける場合、その金額(V2H設備費該当額) (B)		円
補助対象経費(C = A - B)		円
補助対象経費に3分の1を乗じた額(D = C / 3)		260,000 円
補助上限額(E)		200,000 円
予定額(D)又は(E)のうち、いずれか低い額(F)		200,000 円
EV等を新たに導入した場合、加算額(G) ※中古車は除く	EV新規導入の場合: 10万円 PHV新規導入の場合: 5万円	円
補助金交付申請額(F + G)		200,000 円

(千円未満を切り捨て)

別表3 第11号様式別紙2

設置完了証明書

書類の作成日を記入

令和3年10月28日

次のとおり補助事業で設置するV2Hの設置が完了したことを証明します。

本件施工について証明
できる責任者であれば
可

販売・設置・施工事業者名

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

〇〇ハウス株式会社△△支店
支店長 二宮 泰

印

販売・設置・施工事業者所在地

平塚市□□3-4-5

責任者の印
(責任者の認印可)

販売・設置・施工担当者名

電気 太郎

連絡先電話番号 (0123) 45 -6789

補助金申請者等

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)	神奈川 健
補助事業で設備を設置した住宅等の所在地	藤沢市〇〇町1-2-3

設備の設置・導入の情報

V2Hの設置・施工期間	着工日	令和3年 9月25日
	完了日	令和3年 10月25日

設備の種類	設置の有無 ※
V2H	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 設置した設備について□に「✓」を記載してください。

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金仕様変更報告書

令和3年11月10日

申請者 氏名 神奈川 健

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

交付決定通知書の日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので次のとおり報告します。

1 交付申請額

200,000 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	太陽光パネル枚数 30枚 太陽電池の最大出力 250W×30枚=7,500W	太陽光パネルの枚数 20枚 太陽電池の最大出力 250W×20枚=5,000W

3 変更の理由

・・・に伴って、導入する太陽光パネルの枚数を変更したため。

記載例16

別表3 第13号様式（第17条関係）

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金財産処分等承認申請書

書類の作成日を記入

令和5年5月10日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒231-8588

住所 藤沢市〇〇町1-2-3

〔法人等の場合は所在地〕

氏名 神奈川 健

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

印

交付決定通知書の
日付、番号を記入

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

V2H

メーカー名 ○○○

型式 AA-△△△

2 処分等の内容

売却

3 処分等の理由

.....のため。

記載例17

書類の作成日を記入

令和3年10月25日

神奈川県知事 殿

- ・証明する書類にあわせる。
- ・契約者、宛名をあわせる。
(複数の場合は全て記載)

〇〇(、△△)と□□間の契約書

令和3年10月18日付け 〇〇(、△△)宛ての 領収書 記載の金額のうち、補助対象となる経費の内訳明細は以下のとおりであることを証明します。

会社名
責任者役職・氏名

〇〇ハウス△△支店
支店長 二宮 泰

印

本件について証明できる責任者であれば可

本件について証明できる責任者であれば可

契約書

領収書 記載の金額のうち補助対象となる経費

V2H

780,000 円 (税抜き)

- ・国等の補助金を受ける場合は、V2H設備費に係る経費の額を記載した上で、V2H設備費から国等の補助額を控除した額＝補助対象経費を記載してください。

例 V2H設備費(780,000円)に対し、国の補助金(390,000円)を受ける場合

V2H 780,000円(税抜き)
うち補助対象経費 390,000円